

○中小企業高度化事業に係る診断・助言業務委託に関する一般競争入札公告

中小企業高度化事業に係る診断・助言業務委託について、一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により公告する。

令和6年3月5日

岐阜県知事 古 田 肇

1 一般競争入札に付する事項

(1) 委託業務の名称

中小企業高度化事業に係る診断・助言業務

(2) 委託業務の概要

岐阜県中小企業高度化資金貸付規則（昭和46年岐阜県規則第51号）、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）等の規定に基づく高度化事業を実施し、又は実施を予定する組合等に係る事業計画・償還計画の妥当性等に関する診断・助言

(3) 委託業務期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

2 入札参加者の資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 岐阜県入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。

(3) 岐阜県から、岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。

(4) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、競争入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。

(5) 岐阜県内に本店がある事業者、又は岐阜県内に支店や事業所等がある事業者であること。

(6) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第11条の規定による中小企業診断士の登録を受けている者を3名以上有すること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒500-8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県商工労働部商業・金融課 資金融資係

電話 058-272-8862（直通）

FAX 058-278-2672
e-mail c11363@pref.gifu.lg.jp

(2) 入札説明書の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

令和6年3月5日(火)から令和6年3月13日(水)までの毎日(県の機関の休日を除く。)午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

原則、電子メールによる交付とするので、3(1)に記載の担当部局まで電子メールで交付希望の旨を申し出ること。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札参加希望者は、(3)イに掲げる期限までに、別に定める入札参加資格確認申請書を3(1)に記載の担当部局まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出期限 令和6年3月19日(火)午後5時(必着)

期限までに入札参加資格確認申請書を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和6年3月25日(月)までに通知する。

(4) 入札の日時及び場所

ア 日時 令和6年3月28日(木)午前10時00分

イ 場所 岐阜市藪田南二丁目1番1号

1006会議室(県庁10階)

※1階受付にて、入庁者用ICカードを受け取り、入庁すること。

(5) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに3(4)イの場所において行う。

(6) 契約条項を示す場所

3(1)に同じ。

(7) 入札方法等に関する事項

ア 入札方法

入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出するものとする。

本入札は、総価入札・単価契約であるため、入札書には、総価及び積算内訳を記載すること。

また、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」という。)の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札保証金及び契約保証金

規則第114条各号に該当するときは、免除する。

ウ 落札者の決定方法

規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者とする。

なお、落札者がいないときは、直ちに再度の入札をすることがある。

エ 入札の無効

本公告に示した入札に参加する資格のない者及び競争入札参加資格確認において虚偽の申請を行った者のした入札並びに規則第 130 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

オ 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。

入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とする。

カ 落札の無効

落札者が、落札決定の通知を受けた日から原則として 1 週間以内に契約を締結しないときは、その落札は、無効とする。

キ 契約の金額

本件に係る契約金額は、入札書の積算内訳記載の単価に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 郵便又は電信による入札は、認めない。

(4) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(5) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとする。

(6) 落札者が、岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除する。

(7) 詳細は、入札説明書による。

(8) 契約は原則として落札決定の通知後 1 週間後の日までの間に行う。

(9) 落札後、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行う。電子契約による契約の締結を希望する場合、速やかに県あてに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」を提出すること。